

本部に電知團に各員に及出請を自請せしむるに由りて是れに於ては

ハ一に子早キ御共を命案にて出されしにやキ此類事非加赴ハ

御共ハ御共一日子スルハハ加しては案ハ附言すよ入ニミテ由

御共ハ御共一日子スルハハ加しては案ハ附言すよ入ニミテ由

自子如麻會年御共ハ平

御共御共 御共 御共 御共

大阪支店 御共 御共

御共二十六月廿五日

ハ曰ク

町民ノ迷惑ハ御祭シハシマスガ町トシテモ會社ノ爲メ得ル處ハ

多イノデアルカラ會社ノ事モ考ヘテ賞ヒタイ

ト述べ仲々頑強ニ出タガ小山町長ハ種々説キ社長ノ同意ヲ得タ爲

メ直チニ歸リ二十七日加古川町役場ニ爭議團代表石橋以下四名ノ

交渉委員ヲ招キ^社調停案ヲ示シタガ爭議團トシテモ一應他ノ者

ト協議シ何分ノ回答スル旨述べテ辭シ直チニ加古川町本部デ午後

八時カラ十二時迄^迄テ調停案ニ對スル討議ヲ行ツタガ硬軟兩派ニ分

レテ終ニ決セズ爲メニ翌日再會スルコトニシ解散シタ

廿八日午前八時百五十一名ノ被首者一同ハ前日ノ會議ヲ再開シテ

協議ノ結果記名投票ヲ行ツタ結果

爭議ヲ中止スルモノ 八十九名

爭議ヲ繼續スルモノ 六十二名